



歳末たすけあい募金助成事業

令和3年度 歳末たすけあい福祉のまちづくり事業助成要領

【目 的】

「歳末たすけあい運動」の一環として、彦根市共同募金委員会地域福祉助成事業実施要綱第2条に定める施設・団体等が自主的かつ意欲的に行う事業に、募金額の範囲内において支援します。

【助成対象施設・団体】

- 1 市内で福祉のまちづくりに取り組む次の団体
 - (1)特定非営利活動法人やボランティアなどの社会福祉活動団体、宅老所や地域サロンを実施している団体等
 - (2)子育てを支援する団体
- 2 社会福祉法人および福祉施設
- 3 その他、特に必要と認められる団体等
※ただし、一年以上の活動実績があること。

【助成対象事業】

対象となる事業は、彦根市内で開催される事業のうち、次に掲げるものとします。

- 1 児童、青少年、高齢者、障がい者、ひとり親家庭などへの福祉援助事業
- 2 彦根市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業
- 3 その他、特に必要と認められる事業
※申請は1団体につき1事業とします。

【助成対象外】

以下のものは対象としません。

- 1 すでに完了している事業
- 2 過去1年以内にこの助成を受けたもの
※ただし、彦根市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業については除きます。
- 3 他市町共同募金委員会より助成を受ける、または受けた事業
- 4 学区(地区)社会福祉協議会が行う『「歳末たすけあい運動」地域福祉事業』の助成を受けるまたは、受けた事業
- 5 目的が明らかなでない事業や政治・宗教活動、営利を目的とする団体、暴力団に関係のある団体を実施する事業
- 6 金品(商品券、宝くじ等を含む)の授受が伴う事業(講師謝礼は除く)

【事業の実施時期】

概ね11月1日から翌年の1月中旬までに完了できる事業

【助成額】

助成率 対象経費の10分の10(助成限度額 3万円)

※ただし、彦根市社会福祉協議会の実施する事業については、事業規模に応じ審査のうえ助成することとします。

【助成対象経費】

事業の実施に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費について助成の対象とします。

※ただし、彦根市社会福祉協議会の実施する事業については、別に基準を定めることとします。

- | | |
|----------|---|
| (1)使用料 | 施設使用料、器具等の借上料 |
| (2)印刷費 | 記録用写真、コピー代 |
| (3)通信費 | 電話(領収書が添付できること)、切手代等 |
| (4)消耗品費 | 材料(ゲーム、工作等)、食器代等 |
| (5)報償費 | 講師謝礼(交通費含む)
※講師謝礼については2万円を限度額とします。 |
| (6)食材費 | 事業実施に係る食料品の購入代
※対象は「食材」のみとし、市販の弁当や仕出し、ケーキ等は対象外とします。 |
| (7)備品購入費 | 助成対象は福祉施設が実施する事業のみ
※年末を迎えるにあたっての軽易なものとし、2万円を限度額とします。 |

【助成の申請手続き】

助成を希望される団体等は、次の書類を添えて10月15日(金)までに彦根市共同募金委員会事務局(彦根市社会福祉協議会内)に提出してください。

提出書類

- 1 歳末たすけあい福祉のまちづくり事業助成金交付申請書(様式第1号)
- 2 歳末たすけあい福祉のまちづくり事業計画書(様式第2号)
- 3 歳末たすけあい福祉のまちづくり事業予算書(様式第3号)
- 4 暴力団の排除に係る誓約書兼同意書(様式第4号)
- 5 歳末たすけあい運動に係る募金活動実施計画書(様式第5号)

【助成の審査および交付】

助成の審査は審査委員会で行い、適当と認めるときは、「助成金交付決定通知書」(様式第6号)により通知します。

交付決定を受けた団体等は、速やかに「歳末たすけあい福祉のまちづくり助成金交付請求書」(様式7号)を提出してください。

【事業の変更】

助成申請書により申請した事業内容に変更があった場合は、決定までに「歳末たすけあい福祉のまちづくり事業変更届」(様式第8号)を提出してください。

事業執行時および助成決定後、やむを得ない事情により変更した場合も早急に「事業変更届」(様式第8号)を提出してください。

【助成の明示】

助成を受けた場合は、団体等の作成する事業計画、事業予算にその事業が「歳末たすけあい募金からの助成事業」であることを明示するとともに、事業実施にあたっては、作成される資料にその旨を記してください。

【募金の協力】

助成を受けた場合は、事業実施の際に募金活動を実施してください。そのため、助成申請の際には「歳末たすけあい運動に係る募金活動実施計画書」を、完了報告の際には「歳末たすけあい運動に係る募金活動実施報告書」を提出してください。

また、集まった募金は事業終了後速やかに事務局までご持参ください。

※募金活動についてのお問い合わせは事務局までお願いします。

【完了報告】

助成を受けた団体等は、下記のとおり完了報告をしてください。

対象外経費に助成金が使われていたり、事業内容が申請と異なっていた場合は返還を求めます。

- 1 提出書類 (1)歳末たすけあい福祉のまちづくり事業実績報告書(様式第9号)
(2)歳末たすけあい福祉のまちづくり事業決算書(様式第10号)
(3)歳末たすけあい運動に係る募金活動実施報告書(様式第11号)
- 2 提出期限 事業完了後30日以内もしくは、令和4年1月20日(木)のいずれか早いほう。

【その他】

- 1 助成金を受けた場合は、助成事業にかかる関係書類を事業完了後3年間保存してください。
- 2 報告書に記載された情報や写真等は、彦根市社会福祉協議会が発行される広報紙「社協ひこね」やホームページ、共同募金運動広報紙「募金のゆくえとけいかく」に掲載させていただく場合がありますので、公開可能かつ鮮明なカラー写真を添付してください。
- 3 報告書に記載された個人情報は適切に取り扱い、許可なく第三者に提供しません。

【問い合わせ先】

彦根市共同募金委員会 事務局(彦根市社会福祉協議会内) 担当:平野、鮫島
〒522-0041 彦根市平田町670 TEL 22-2821 FAX 22-2841